

消費者裁判手続特例法 政令・内閣府令事項一覧

【政令事項一覧】

該当条文			
第 65 条 (特定適格消費者団体の認定)	第 6 項	第 1 号	この法律、消費者契約法その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの...
	第 6 項	第 3 号	この法律、消費者契約法その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの...
第 92 条 (権限の委任)			内閣総理大臣は、この章の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

【内閣府令事項一覧】

該当条文			
第 25 条 (団体による通知)	第 1 項		書面又は電磁的方法(…)であって内閣府令で定めるものにより通知...
	第 1 項	第 7 号	その他内閣府令で定める事項
第 28 条 (情報開示義務)	第 1 項		対象消費者の氏名及び連絡先(内閣府令で定めるものに限る。...)...
	第 2 項		その写しの交付(電磁的記録については・・・内閣府令で定めるもの)により行う。
第 32 条 (説明義務)	第 1 項		当該授權をしようとする者に対し、内閣府令で定めるところにより、被害回復裁判手続及び事案の内容その他内閣府令で定める事項について...
第 65 条 (特定適格消費者団体の認定)	第 5 項		前項第二号の業務規程には、被害回復関係業務の実施の方法、被害回復関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法、被害回復関係業務の実施に関する金銭その他の財産の管理の方法その他の内閣府令で定める事項が定められていなければならない。
第 66 条 (特定認定の申請)	第 1 項	第 3 号	前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項...
	第 2 項	第 6 号 口	住所、略歴その他内閣府令で定める事項を記載した書類
		第 11 号	その他内閣府令で定める書類
第 67 条 (公告及び縦覧)			内閣総理大臣は、特定認定の申請があった場合には、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより...

該当条文		
第 68 条 (特定認定の 公示)	第 1 項	内閣総理大臣は、特定認定をしたときは、 <u>内閣府令で定めるところにより</u> ...
	第 2 項	特定適格消費者団体は、 <u>内閣府令で定めるところにより</u> ...
第 70 条 (変更の届出)		...書類に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、 <u>内閣府令で定めるところにより</u> 、その旨を記載した届出書...
		...ただし、その変更が <u>内閣府令で定める軽微なものであるときは</u> 、この限りでない。
第 71 条 (合併)	第 8 項	内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があったときは、 <u>内閣府令で定めるところにより</u> 、その旨を公示するものとする。
第 72 条 (事業の譲渡)	第 8 項	内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があったときは、 <u>内閣府令で定めるところにより</u> 、その旨を公示するものとする。
第 73 条 (業務廃止の 届出)	第 2 項	内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、 <u>内閣府令で定めるところにより</u> 、その旨を公示するものとする。
第 78 条 (他の特定適 格消費者団体 への通知等)	第 1 項	柱書 特定適格消費者団体は、次に掲げる場合には、 <u>内閣府令で定めるところにより</u> 、遅滞なく、その旨を他の特定適格消費者団体に通知する
		...内閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であって <u>内閣府令で定めるものを講じたときは</u> ...
		第 7 号 共通原因確認訴訟に関し、請求の放棄、和解、上訴の取下げその他の <u>内閣府令で定める手続に係る行為</u> であって、...
	第 12 号 その他被害回復関係業務に関し <u>内閣府令で定める手続に係る行為</u> がされたとき。	
	第 2 項	内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、全ての特定適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置その他の <u>内閣府令で定める方法により</u> 、... ...他の特定適格消費者団体に当該報告の日時及び概要その他 <u>内閣府令で定める事項</u> を伝達するものとする。
第 81 条 (氏名等の表 示)		...当該特定適格消費者団体の名称、自己の氏名及び特定適格消費者団体における役職又は地位その他 <u>内閣府令で定める事項</u> を...
第 86 条 (認定の取消 し等)	第 4 項	内閣総理大臣は、第一項又は第二項の規定による取消しをしたときは、 <u>内閣府令で定めるところにより</u> 、その旨及びその取消しをした日を公示するとともに...
第 87 条 (手続受継団 体の指定)	第 6 項	内閣総理大臣は、第一項から第三項までの規定による指定をしたときは、 <u>内閣府令で定めるところにより</u> 、その旨及びその指定をした日を公示するとともに...

該当条文

第 90 条 (情報の公表)	第 1 項	...当該特定適格消費者団体の名称及び当該共通原因確認訴訟の相手方の氏名又は名称その他内閣府令で定める事項を公表...
	第 2 項	...特定適格消費者団体の名称及び住所並びに被害回復関係業務を行う事務所の所在地その他内閣府令で定める必要な情報を公表...
第 91 条 (特定適格消費者団体への協力)	第 1 項	独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、特定適格消費者団体の求めに応じ、...
		消費生活相談 (...) に関する情報で内閣府令で定めるものを提供...